

## 政策連動資金（環境・省エネルギー対策融資）対象設備等認定要領

### （趣旨）

第1条 この要領は、「神奈川県中小企業制度融資実施要領」（以下「要領」という。）第11項第2号カの規定に基づき、神奈川県環境農政局環境部環境計画課長（以下「環境計画課長」という。）が行う認定について、必要な事項を定める。

### （認定の申請）

第2条 要領に定める「政策連動資金（環境・省エネルギー対策融資）対象設備等認定申請書」は、導入予定設備の仕様書を添付して環境計画課長に提出するものとする。  
なお、環境計画課長は、添付された仕様書からの審査が困難な場合には、その他資料の提出を求めることができるものとする。

### （認定の通知）

第3条 環境計画課長は、前条による申請書を受理したときは、速やかに審査し、適当と認めた場合は、要領に定める「政策連動資金（環境・省エネルギー対策融資）対象設備等認定書」により、不適当と認めた場合は、理由を付してその旨を第1号様式によりそれぞれ申請者に通知するものとする。

### （その他）

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は環境計画課長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成23年11月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

所在地  
法人名又は商号  
代表者

様

神奈川県環境農政局環境部環境計画課長 印

通 知 書

年 月 日付けで申請のありました神奈川県中小企業制度融資要綱に基づく政策連動資金（環境・省エネルギー対策融資）の対象設備等認定については、次の理由により認定できませんので、通知します。

理由